特別加算		
イ　所属機関がイノベーションの創出（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するイノベーションの創出をいう。以下同じ。）の促進に資するものとして別表第三に掲げる法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして別表第四に掲げるものを受けていること。		十（所属機関が中小企業（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）である場合は、二十）
ロ　申出日の属する事業年度の前事業年度（申出日が前事業年度経過後二月以内である場合は、前々事業年度。以下同じ。）において所属機関（中小企業に限る。）に係る試験研究費等比率（一事業年度において所属機関における試験研究費及び開発費（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条第一項第三号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。）の合計額の収入金額（総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額をいう。以下同じ。）が百分の三を超えること。	五	
ハ　従事しようとする業務に関連する外国の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであって、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるもの（この表の研究実績の項に該当するものを除く。）があること。	五	
ニ　申出人が本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	十	
ホ　申出人が幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること又は日本語を専攻して外国の大学を卒業したこと。	十五	

第三条第二号の表学歴の項中「二十」の下に「（経営管理に関する専門職学位を有している場合は、二十五）」を加え、同表資格の項中「（平成十三年法務省告示第五百七十九号）」を「（平成二十五年法務省告示第四百三十七号）」に改め、同表特別加算の項を次のように改める。

特別加算		
イ　所属機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして別表第三に掲げる法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出に資するものとして別表第四に掲げるものを受けていること。		十（所属機関が中小企業である場合は、二十）
ロ　申出日の属する事業年度の前事業年度において所属機関（中小企業に限る。）に係る試験研究費等比率が百分の三を超えること。	五	
ハ　従事しようとする業務に関連する外国の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであって、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるものがあること。	五	
ニ　申出人が本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	十	
ホ　申出人が幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること又は日本語を専攻して外国の大学を卒業したこと。	十五	

別表第三を削り、別表第四を別表第三とし、別表第五の2第六十一号を次のように改める。

六十一　マッチング促進

別表第五を別表第四とする。

附　則

この告示は、平成二十五年十二月二十四日から施行する。

○法務省告示第四百六十九号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年法務省告示第百二十七号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十七日　　法務大臣　谷垣　禎一

第二の六中「（在留期間が一年未満の者を除く。）」及び「当該証明書をもって法第七条第一項第二号に掲げる条件に適合していることの立証をした場合において、法第九条第三項の規定により決定される予定の在留期間が一年未満の者を除く。）」を削る。

第三の五本則中「ただし」の下に「、2及び3に掲げる方法により点数を計算する場合においては」を、「報酬」の下に「（当該申請人が外国の公私の機関から転勤して所属機関に受け入れられている場合は、当該外国の公私の機関から受ける報酬を含む。以下同じ。）」を加え、「別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額」を「三百万円」に、「満たない場合」を「満たないとき」に改める。